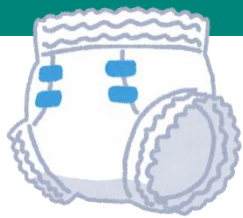


令和
7 年度

寝たきり高齢者等 紙おむつ給付事業

申請上の注意

R7.4現在



- 対象要件にすべて該当する方に紙おむつ等を給付しています。
- 身体状況によって、給付内容が異なります。
- 両方の対象となる場合でも、どちらか一方のみの申請になります。
- 紙おむつ等は2か月分ずつ、市内の自宅等に配達します。



寝たきり又は認知症の方



過活動膀胱の方

給付 内容

紙おむつと尿取りパッド
※組み合わせの詳細は裏面を参照

尿取りパッドのみ
(1か月当たり昼用30枚)

対象者要件

※すべてに該当していること

- ① 市内に住所を有する**65歳**以上の方
- ② 原則、**要介護3～5**の認定を受け、その効力を有する期間内にある
- ③ 寝たきり又は認知症の状態である

- ① 市内に住所を有する**80歳**以上の方
- ② 過活動膀胱による尿失禁及び夜間頻尿が6か月以上継続している
(※申請書に医師の証明が必要)

【共通の要件】

- **属する世帯の生計中心者の市民税が非課税**
- 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院に入所していない
- 短期入所を1か月に16日以上利用していない

以下の方は給付を受けることができます。

- ・ 要介護2で認知症の方（主治医意見書の内容による）
- ・ 要介護認定を受けておらず、3か月以上入院しており、常時おむつが必要であることを医師が証明した方（証明書の様式は長寿福祉課にありますので御連絡ください。）

申請 方法

書面又はインターネットから申請可能

（書面で申請）
様式第1号の申請書を御提出ください。郵送でも受け付けています。
（インターネットで申請）
高松市ホームページ内のリンク又は下記二次元コードを読み取りのうえ、必要項目を御入力ください。

書面による申請のみ

様式第2号の申請書に、医師の証明を受けたうえ、御提出ください。
郵送でも受け付けています。

↓新規申請用二次元コード



お問い合わせ

担当課：長寿福祉課

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号
高松市役所2階 22番窓口



087-839-2346



紙おむつの組み合わせ

タイプ	給付内容
A 	テープ止めパンツ 30枚
	尿取りパッド 昼用 60枚
	尿取りパッド 夜間用 30枚
B-1 	はきおろしパンツ 45枚
	尿取りパッド 昼用 30枚
	尿取りパッド 夜間用 30枚
B-2	はきおろしパンツ 45枚
C-1	尿取りパッド 昼用 120枚
C-2	尿取りパッド 夜間用 60枚
過活動膀胱	尿取りパッド 昼用 30枚

紙おむつのサイズ

 テープ止めパンツ	
サイズ	ヒップサイズを目安
S	57～92cm
M	77～110cm
L	92～130cm

 はきおろしパンツ	
サイズ	ウエストサイズを目安
S	55～75cm
M	65～90cm
L	80～105cm
L L	95～125cm

尿取りパッド	
種類	幅×長さ
昼用	20cm×48cm
夜間用	28cm×60.5cm

※枚数は1か月当たりの枚数です



変更について

タイプや配達先を変更したい	中止・廃止したい
配達月の前月15日(土日祝日の場合は、直前の開庁日)までに、 長寿福祉課に御連絡をお願いします。 なお、高松市ホームページ内のリンク又は右記二次元コードより変更内容を入力する場合は、 土日祝日に関係なく配達月の前月15日まで受付します。	随時受け付けていますので、長寿福祉課に御連絡いただくか、高松市ホームページ内のリンク又は右記二次元コードより変更内容を入力してください。

変更申請用
二次元コード↓



以下に該当する場合は、ご連絡ください。

- ・おむつ等が余ったり不要になったとき（未開封のものに限り、引き取りいたします。）
- ・住所を変更したとき
- ・介護保険施設に入所した、又は1か月に16日以上短期入所を利用したとき